

川 聯

かわ ひらた

No.113

「税を考える週間」特集号

平成30年11月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

兼人
集行
編発

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19-25

近藤 邦雄

(201)5591



廃船のある海辺

廃船があると聞いたので午後から脇田と岩屋の中間地点の海へ出かけた。イソシバのへばりついた砂丘を越えると急に目の前が開けて、海の青さがとび込んできた。よく晴れた日であったが、沖から吹いてくる風はもう冷たく、人影は全く見えない。

引き潮に置いていかれた漂着物が白い砂地に汚物のように埋もれている。

永い年月で今にも壊れそうなキレツのある大岩を巡るといそ続きの前方の丘の下に廃船が見える。山口県の鮮魚運搬船ということであるが、遠くから見ると廃船とは思えないほどがっちりしている。

荒々しい岩場のいそに置かれて動けなくなつた一個の魚船をみていると、それは自然にうちのめされた人間の悲しい運命をみるようでさみしかった。沖は濃いブルー、白い船腹をみせて小型漁船が一つ北へ。この秋がかけ足でいくとすぐ寒さが来る。

絵文 片山 正信氏

(昭和55年7月31日発行)

若松版画散歩より)

遠賀町商工会	岡垣町商工会	水巻町商工会	芦屋町商工会	中間町商工会	若松税務事務所	若松色申告会	若松青松会	(公社)若松法人会	若松納貯連合会	税理士会若松支部
--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	-----------	---------	----------

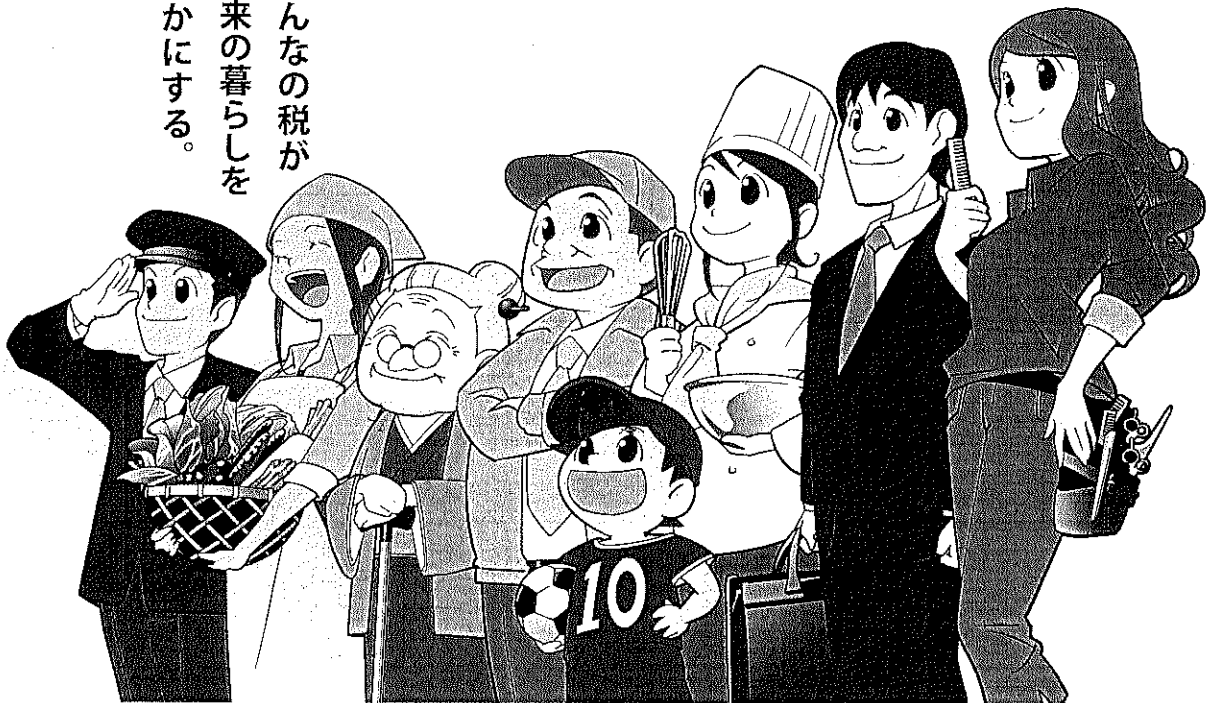
税について ちょっと 考えてみよう!

「税を考える週間」

11月11日～11月17日

今年のテーマは「暮らしを支える税」です

みんなの税が
未来の暮らしを
豊かにする。



国税庁のホームページでは
「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

くわしくはこちら

税を考える週間

検索



国税庁
www.nta.go.jp

法人番号 7000012050002
※上記コードのURLは今後変更する場合があります。

国税庁では以下の取組を実施しています

【社会保障・税番号制度】

制度の定着に向けて、関係府省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、周知・広報を実施しています。

【e-Tax】



平成31年1月から個人納税者のe-Tax利用がより便利になります。また、申告書等の電子提出のための環境整備を進めていきます。

【消費税の軽減税率制度】

制度の円滑な実施に向けて、準備が必要な事業者の皆様に対し、関係府省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、周知・広報を実施しています。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)またはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

くらしを支える税

~~~~~ 平成30年度 「税を考える週間」 行事日程表 ~~~~~

【各関係民間団体主催】

| 月  | 日             | 曜      | 行事名                        | 開始    | 終了    | 主催                   | 場所                                      |
|----|---------------|--------|----------------------------|-------|-------|----------------------|-----------------------------------------|
| 9  | 16            | 日      | バスハイク                      | 9:00  | 17:00 | 若松青申会                | 田川市石炭歴史博物館等<br>(車中で消費税軽減税率<br>制度説明会を実施) |
| 10 | 21            | 日      | 租税研修会/バスハイク                | 8:00  | 18:30 | 若松間税会                | 阿蘇<br>(車中で税金クイズを実施)                     |
| 11 | 12            | 月      | 税務研修会(署長)                  | 13:00 | 14:00 | 税理士会、法人会及び<br>間税会青年部 | 若松港湾合同庁舎                                |
| 11 | 13            | 火      | ラジオ放送「明日への扉」               | 11:00 | 12:00 | 若松法人会                | エアステーションひびき                             |
| 11 | 15            | 木      | 税の無料相談会                    | 10:00 | 15:00 | 中間・遠賀郡4町商工会          | ゆめタウン遠賀1階                               |
| 11 | 15<br>~<br>18 | 木<br>日 | 小学生の税の書道展<br>(18日は17:00まで) | 9:30  | 20:00 | 若松税務推進協議会            | サンリブ若松1階催事場                             |
| 11 | 23            | 金      | バス研修                       | 8:15  | 18:00 | 若松法人会<br>若松1~4支部     | キンピール(福岡工場)等<br>(車中で税金クイズを実施)           |
| 12 | 3             | 月      | 租税教室(署長)                   | 9:30  | 12:00 | 若松青申会                | 若松港湾合同庁舎                                |
| 12 | 中旬            |        | 表彰状伝達<br>(中学生の税についての作文)    | 9:00  | 17:00 | 若松納貯連・若松税務署          | 各中学校                                    |

【若松税務署主催等】

| 月  | 日         | 曜 | 行事名                    | 開始 | 終了 | 主催    | 場所     |
|----|-----------|---|------------------------|----|----|-------|--------|
| 11 | 中旬~<br>下旬 |   | 納税表彰(表敬訪問)             | —  | —  | 若松税務署 | 各表彰場所  |
|    |           |   | 表彰状伝達<br>(高校生の税に関する作文) | —  | —  |       | 表彰高等学校 |
|    |           |   | 租税教育推進校表彰              | —  | —  |       | 表彰校    |

## 受賞おめでとうございます

|        |               |        |                 |
|--------|---------------|--------|-----------------|
| 若松税務署長 | 納税表彰受賞者       | 近藤 邦雄  | 《納税貯蓄組合連合会 副会長》 |
| 若松税務署長 | 納税表彰受賞者       | 中村 淑恵  | 《若松間税会 監事》      |
| 若松税務署長 | 感謝状受賞者        | 神野 濟   | 《若松法人会 常任理事》    |
| 若松税務署長 | 感謝状受賞者        | 遠藤 彰   | 《若松法人会 常任理事》    |
| 若松税務署長 | 組合法65周年感謝状受賞者 | 大森 義久  | 《遠賀若松小売酒飯組合 理事》 |
| 若松税務署長 | 組合法65周年感謝状受賞者 | 濱元 陽之助 | 《遠賀若松小売酒飯組合 監事》 |
| 若松税務署長 | 組合法65周年感謝状受賞者 | 徳永 彌太郎 | 《遠賀若松小売酒飯組合 監事》 |

## 間 税 会

# 雄大な阿蘇の大自然に溶け込んで

会員の皆様には、日頃より間税会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税を考える習慣行事恒例のバスハイクを十月二十一日(日)に開催いたしました。今回は、平成二十八年に起きた熊本地震からの復興応援企画で南阿蘇へ行きました。



まず初めに俵山交流館萌の里でお買い物を楽しみました。地元で採れたばかりの野菜や漬物、お菓子など様々な物が売られていました。館外には約百万本のコスモスが一面に咲き誇り秋を感じました。

お昼はホテルグリーンピア南阿蘇にて松花堂のお弁当を頂きました。とても雰囲気のある素敵なレストランで、大きな窓から阿蘇五岳を望みながら、ゆったりとした時間を過ごすことができました。残念ながら今回は絶景露天風呂に入る時間はありませんでしたが、また是非訪れたいと思っています。

お腹も満たされたところで、阿蘇の魅力的なスポットの一つであるトロッコ列車に乗車しました。窓が全開で思いっきり外の風が入ってきました。列車はゆっくりと進み、のどかな風景をじっくりと楽しむことができました。現在は高森駅から中松駅間までの部分運転を再開していますが、立野駅までは土砂の流入やトンネル、鉄橋に甚大な被害を受け運転できない状況だそうです。

最後は阿蘇の火山へのスリリングな探検を疑似体験できる阿蘇スーパースリリングへ。現在、阿蘇山ロープウェイは

運休していますが、阿蘇山西山駅内にある施設です。巨大なジオラマや映像でカルデラを形成した噴火について学ぶことができました。

帰りの車中では、税金クイズを行い、ご参加頂いた皆様と和やかに楽しい一日を過ごすことができました。ご参加頂いた皆様には大変お世話になりました。また、来年のご参加を心からお待ちしております。



## 平成三十年度北九州ブロック

### 間税会連絡協議会開催

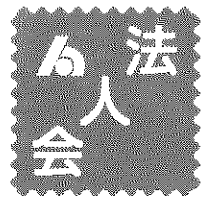
十月十七日(水)十二時から若松間税会主管により、若松市民会館において、北九州ブロック間税会連絡協議会が開催されました。

福岡国税局より植松消費税課課長、若松税務署より阿部署長、福岡局連より中野会長をご来賓にお迎えし、門司、行橋、小倉、八幡、若松の各間税会の会長等が出席し、協議を行いました。

- 当日の議事は、
- 一、組織の維持・拡大・強化について
  - 二、消費税の軽減税率制度の実施への取り組みについて
  - 三、会活動の効率化、活性化等を図る為の方策について
  - 四、その他でした。

議事終了後に植松消費税課課長より協議会の総評及び講話を頂きました。





# 会員の集い 第23回「夏の夕べ」開催



岡本清嗣会長挨拶



川地啓輔青年部会長挨拶



会場は盛り上がりました！

平成三〇年八月三日（金）管内の企業及び一般市民を対象に、社会貢献、税の研修、参加者相互の交流を目的に「ぶどうの樹」において二七〇名の参加をいただき「夏の夕べ」を開催いたしました。

岡本会長の開催挨拶、岡垣町長宮内實生様による乾杯で開始しました。

間税会による税金クイズでは若松税務署提供の問題に各テーブル単位で参加し、上位正解テーブルには賞品が授与されました。

アトラクションはディスコミュージックバンド「d・W・P」による演奏で大変盛り上がりました。

また、恒例のチャリティー行事は九州北部豪雨災害の支援を目的に社会貢献委員会及び青年部会による「チャリティー販売」で地元物産の販売を行い、30分で完売するとともに女性部会ではチャリティー募金を募る際に手作り品を提供するなどして多くの浄財を集め、朝倉市に義援金として寄贈することができました。



乾杯する宮内實生 岡垣町長



チャリティー募金ありがとうございました！

サービス  
開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

## ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円（月額・税込）になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

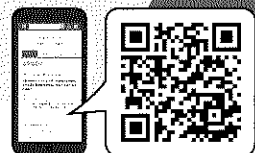
お問い合わせ

株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Affiac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

ご利用は、こちら



相談所  
税務

税務相談所は

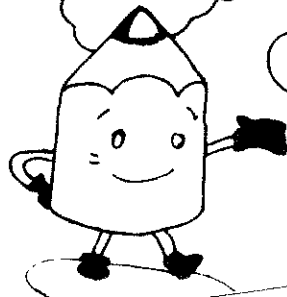
税のアドバイザーです!

帳簿のつけ方が  
わからない

忙しくて  
人手が足りない

税務署に行くのが  
苦手だ

こんな時にご  
利用下さい。

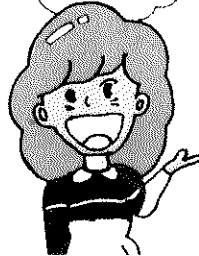


案ずるよりは **まず相談**

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り  
になりたい方は、  
(下記の)  
各税務相談所へ



会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
  - ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- 但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい
- ③ 各種手数料……実費程度

〔若松税務署管内の税務相談所〕

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 若松税務相談所 | 若松区本町三丁目11-1<br>ベイサイドプラザ若松本館4F<br>(電話) 771-3726番(代) |
| 中間税務相談所 | 中間市長津一丁目7-1<br>中間商工会議所内<br>(電話) 245-1081番           |
| 芦屋税務相談所 | 遠賀郡芦屋町中の浜9-52<br>芦屋町商工会内<br>(電話) 222-2111番          |
| 水巻税務相談所 | 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7<br>水巻町商工会内<br>(電話) 201-7551番        |
| 遠賀税務相談所 | 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18<br>遠賀町商工会内<br>(電話) 293-0165番       |
| 岡垣税務相談所 | 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36<br>岡垣町商工会内<br>(電話) 282-0294番        |

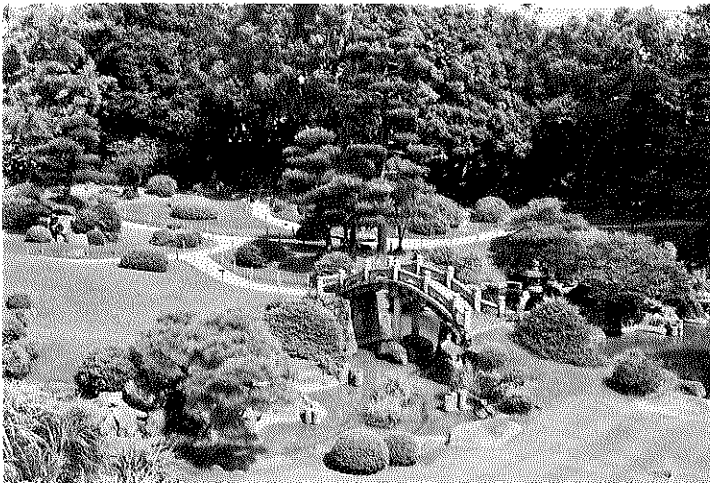
# 青色 申告会

## 旧伊藤伝右衛門邸と石炭歴史博物館

例年行っておりますバスハイクが、9月16日に実施されました。当日は、天気にも恵まれ定刻通り34名の参加者で出発致しました。

まず若松市民会館前から、旧伊藤伝右衛門邸に向かいました。施設ガイドさんの説明により、建築技術や装飾の素晴らしさ、伝右衛門さんや、白蓮さんなどの人間模様を詳しく知ることができました。

その後のがみブレジデントホテルにて会席



料理を頂きました。参加者からは、美味しく食べて全部食べられましたなどの感想をいただきました。

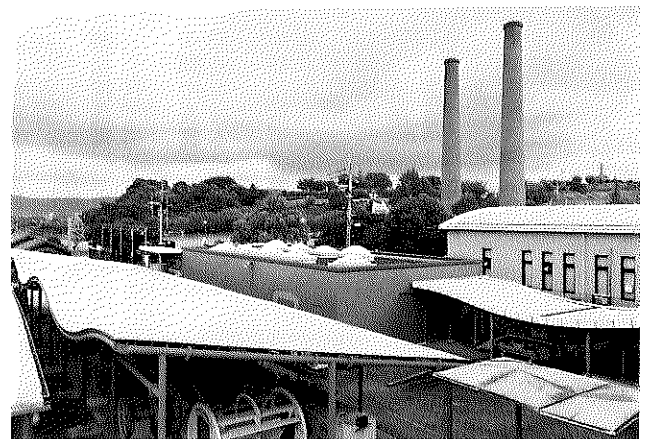
午後からは、めんべい添田工場や道の駅おとうら櫻街道にてお土産などの買い物を楽しんでいただきました。道の駅では、億円のトイレ（金の便座？）と思いきや、陶器板の絵画やタイル張りなどが贅沢に使われたトイレ（石炭ソフト（真つ黒いソフトクリーム）などもありました。

そして最後の目的地、田川市石炭歴史博物館に向かいました。こちらでも施設ガイドさんの丁寧な説明が有り、より深く炭坑の歴史を知ることができました。また、山本作兵衛さんの炭坑記録画の原画（2点）や写しなども展示されており、参加者の方々も大変興味深く見入っていました。

トラブルや事故も無く、無事全行程を終え若松へと帰ることが出来ました。

今回のバスハイクで感じたことは、団体見学により施設ガイドさんの説明を受けることが出来たことです。一般見学では知ることができない内容を、ガイドさんの説明により、より深く知ることが出来たことは本当に良かったと思います。興味の無い場所であっても、行ってみると予想外に興味があったり、新しい発見があると思います。

是非、好奇心を持ってバスハイクなどを活用いただければと思います。



## 平成30年度事業活動基本方針

一般社団法人 全国青色申告会総連合

### 税制政策活動の推進

— 個人企業のための改正運動 —

個人企業に類似した同族法人企業の社長と個人事業主との間には、勤労性所得に対する課税のあり方に不公平が存在する。青色申告者に対する勤労性所得に配慮した事業主報酬制度をはじめ勤労所得控除や勤労税額控除など税制上の措置を早期に認めることが、両者の課税の公平を実現する。

地域に根ざした活動を続ける個人企業が継続発展することにより、地域経済社会に貢献することができる。経営者の高齢化が急速に進むなかで、個人企業の事業承継税制を確立することが、喫緊の課題である。

小規模事業者を取り巻く税制や納税手続きが年々複雑になっている。

個人企業の事業活動を阻害しないよう、また納税事務負担を軽減するよう、消費税をはじめとした税制等の簡素化を求める。

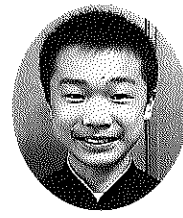
小規模企業税制確立議員連盟、関係省庁ならびに関係団体との連携協調をはかりながら、個人企業にかかわる税制等の諸課題について要望運動を強力に展開する。

あわせて、国民健康保険や介護保険等、地域ごとの保険料負担等の動向について引き続き注視する。

### 〔重点事項〕

- 1 勤労性所得に配慮した税制上の措置の早期実現
- 2 事業承継税制の早期確立
- 3 税制の簡素化による納税環境の整備
- 4 社会保障制度改革の推進

# 納貯連



## 中学生の「税」についての作文

全国審査対象作品(賞未定)

### 「輝く日本の将来を担っていく」

岡垣東中学校 三年 石橋 大志

「行って来るよ。」  
真新しいシャツに袖を通し、ピシッと背広を着こなした役所へ確定申告に行くのが祖父の恒例行事だった。そして、その時はいつもにやかな笑顔が、とても印象的だったことを幼心にも覚えていた。

今、僕が唯一払っている消費税をスーパーで支払う時も、この分他のお菓子が買えたのになと思うことがあった。財布からお金が減るのに笑顔になんてなれなかった。

母が言うには、祖父の時代は、「戦争があつて、何もなくなつた日本から、このことと働いて、働いて、自分達の生活を少しずつ、少しずつ豊かにしていったんよ。そして、日本も高度経済成長期を経て現在の経済に繋がっているんよ。」と教えてくれた。

きっと、その時代を生きぬいてきた祖父だからこそ、納税することの大切さと、その義務を果たす喜びを知っていたんだろうと思つた。

実は、祖父は二十歳の頃、戦争で左腕を負傷しており、肘からなかつた。それでも、本人の努力で、バイクにも乗れたし、自動車の運転もでき、大型車の免許証もあつた。たぶん、七十年近くの間で、左腕の方を見て、心にもないことを言う人もいただろう。だけど、祖父は不撓不屈の精神で何事にも挑戦し、とても立派だった。

しかし、昭和二十一年に新憲法が公布され、教育、勤労、納税の三大義務を十分果たしているのにもかかわらず、負傷した腕の特別な手続きはせず、ほとんど一般の人と同じように

生活をした。それ以上に、自営業の社長として、法人税、所得税、消費税をきちんと納めた。祖父の、人間としての強さを感じた。

そして、いつもにやかな笑顔で挑んだ納税手続きの裏には、祖父のこれまでの人生の証しが深く刻まれていたことに気づかされた。

税について学ぶにつれ、消費税の六・三パーセントは、私たちの老後を支える年金、医療、介護および子ども子育て支援に使われ、地方消費税の七・一パーセントは、消費税から配

分される地方交付税と合わせて、社会保障費等に使われることが分かった。

正しく、僕の家族は税金からの恩恵を受けている。祖父も八十歳過ぎまで現役で働いていたが、その後は、体も思うようにならなくなり、自然と社会保障制度を使わせてもらうようになった。僕も、子ども子育て支援を受けている真っ直中で、感謝するばかりだ。

すなわち、僕が生まれてから、これまでに、多くの人の税金によって育てられ、守られてきた。これからも、安全で安心な生活を送り、豊かな日本へと成長させ、後世へと繋げたい。

だからこそ、今、僕にできることは何かをしっかりと考え、祖父のように納税できることを誇りに生きていきたい。なぜなら、輝く日本の将来を担っていくのは、僕達だから。

### 平成三十年度 中学生の「税」についての作文「受賞者

#### 全納連進達

輝く日本の将来を担っていく  
岡垣東中学校 三年 石橋 大志

#### 福岡県知事賞

税が生み出す未来への光明  
若松中学校 三年 竹田 愛子

#### 福岡県連合会長賞

使い方を考えよう!!  
芦屋中学校 三年 江口 蘭来

#### 若松税務署長賞

増税は敵か、味方か  
中間南中学校 三年 深町 寧音

#### 思いやりのカタチ

若松中学校 三年 本間 茉琴

#### 北九州西原税務事務所長賞

「大切な税金」  
芦屋中学校 三年 藤村 尚吾

#### 北九州市長賞

日本を支える一人として  
石峯中学校 三年 原田 知佳

#### 北九州市議会議長賞

社会での税の役割  
二島中学校 三年 辻澤 賢

#### 北九州市教育委員会賞

税の意義  
若松区長賞  
三世代で考えた税  
高須中学校 三年 熊谷奈津希

#### 若松区長賞

豊かな日本にするために  
中間南中学校 三年 小松 愛依

#### 中間市長賞

私達の身近な税金  
中間中学校 三年 清水 日菜

#### 岡垣町長賞

ぼくの夢  
岡垣中学校 三年 花田金太郎

#### 受けた恩恵を次の世代へ

特別支援学級と税金  
岡垣東中学校 三年 脇田 泰雅

#### 遠賀町長賞

税金は良い影響を与える  
遠賀南中学校 三年 秦 拓瞳

#### 遠賀市長賞

税金と暮らし  
遠賀中学校 三年 井寺 智咲

#### 若松市長賞

ふるさと納税  
水巻南中学校 三年 長野 日菜

#### 水巻町長賞

ぼくにとつて税とは  
水巻中学校 三年 門脇 健次

#### (公社) 若松法人会会長賞

宝くじと税金との関わり  
岡垣東中学校 三年 守田智奈馨

#### 若松税務署管内税務推進協議会会長賞

税のゆくと私たちに出来る事  
中間東中学校 三年 川田 美珠

#### 税の必要性

若松税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞  
中間北中学校 三年 中西 恵望

#### 身近に感じる

向洋中学校 三年 徳山 凜

#### 税金と暮らし

洞北中学校 三年 田村 綾乃

**中村 誠 税理士事務所**

税理士 **中村 誠**

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号  
TEL 791-6877  
FAX 791-6877

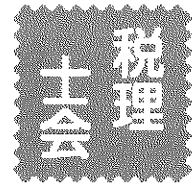


## ボランティア団体への助成金

九州北部税理士会では、さまざまな形で地域に貢献する活動を行っているボランティア団体の支援を毎年行っています。

本年は、6月14日に行われた定時総会において、障害者を支援する「北九州市障害福祉ボランティア協会」、昨年7月の九州北部豪雨で被災した農家の営業再開を支える「JA筑前あさくら農業ボランティアセンター」の2団体に対し、助成金をそれぞれ贈りました。

支援を希望される団体がありましたら、税理士会若松支部まで、ご連絡ください。



### 税理士会若松支部

(五十音順)

| 氏名    | 事務所所在地                                   | 電話               | 氏名    | 事務所所在地                                  | 電話               |
|-------|------------------------------------------|------------------|-------|-----------------------------------------|------------------|
| 穴井 秀幸 | 遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号                        | 283-2445         | 田口 真崇 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号<br>田口和博税理士事務所      | 741-5775         |
| 井浦 幹夫 | 中間市東中間1丁目7番3号                            | 243-1188         | 竹内 清二 | 〃 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計               | 761-4125         |
| 石田 光明 | 遠賀郡岡垣町戸切1387                             | 281-5005         | 竹内 治美 | 〃 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計               | 761-4125         |
| 石田 義英 | 中間市中央2丁目5番23号                            | 245-6748         | 藤堂 信司 | 中間市小田ヶ浦1丁目1番17号                         | 090<br>8625-7000 |
| 市川 裕通 | 北九州市若松区高須東4丁目5番8号                        | 742-6669         | 時永 昌和 | 北九州市若松区白山1丁目18番6号<br>アイビル2F             | 751-0030         |
| 伊藤 道夫 | 中間市弥生1丁目14番43号                           | 245-4372         | 中尾 寿子 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目<br>1番14-201号               | 282-2825         |
| 猪原 清典 | 北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号                      | 742-2910         | 中村 悦郎 | 北九州市若松区白山1丁目7番3号                        | 771-4355         |
| 岩田 登  | 中間市小田ヶ浦2丁目3番28号                          | 244-4631         | 中村 誠  | 〃 東二島5丁目9番<br>22-207号                   | 791-6877         |
| 宇野 耕一 | 遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号                         | 201-1671         | 中村 淑恵 | 〃 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計               | 761-4125         |
| 大津 康裕 | 北九州市若松区東二島5丁目14番69号                      | 980-4425         | 西澤 勉  | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号                      | 282-5792         |
| 大庭 祥功 | 〃 本町3丁目2番23号                             | 751-3021         | 二宮 良則 | 〃 高倉713番地1                              | 283-4393         |
| 岡部 勝成 | 〃 大字大島居425番地                             | 741-4403         | 仁部 義宏 | 中間市岩瀬1丁目8番1号<br>東海倶楽部(株) 203号           | 246-1703         |
| 小野 益博 | 〃 桜町3番9号                                 | 751-0551         | 能美 雅昭 | 北九州市若松区中川町3番25号                         | 751-0705         |
| 片山 和博 | 遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号<br>K&Kビル2F             | 203-3001         | 野上 昭子 | 遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号<br>野上浄治税理士事務所           | 553-0290         |
| 加藤 博道 | 〃 遠賀町大字別府3178番地3                         | 701-4180         | 野上 浄治 | 〃 野間2丁目2番4号                             | 553-0290         |
| 工藤 泰則 | 中間市中間3丁目18番5号                            | 246-1685         | 野末 昌資 | 〃 旭南17番6号                               | 283-4027         |
| 倉地 和敏 | 遠賀郡岡垣町南高陽6番12号                           | 282-2496         | 濱崎 恭  | 北九州市若松区本町3丁目11番1号<br>ベイサイドプラザ若松本館4F     | 761-6993         |
| 古後 和弘 | 北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号                       | 791-5881         | 原 和枝  | 遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号                       | 201-6461         |
| 小林 香織 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所      | 282-2825         | 樋口 之春 | 北九州市若松区高須東4丁目6番22号                      | 741-5556         |
| 近藤 邦雄 | 〃 水巻町頃末南3丁目19番25号                        | 201-5591         | 久野 靖典 | 中間市桜台2丁目14番5号                           | 244-5608         |
| 坂口 充笑 | 中間市大字下大隈1703番地                           | 244-4451         | 平島 靖元 | 北九州市若松区本町3丁目2番23号<br>大庭祥功税理士事務所         | 751-3021         |
| 坂口 誠一 | 北九州市若松区用勺町30番6号                          | 701-3078         | 深田 満子 | 遠賀郡岡垣町大字高倉575番地                         | 283-2345         |
| 坂根 洋輔 | 〃 本町3丁目11番1号<br>ベイサイドプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所 | 761-6993         | 古津 剛  | 〃 遠賀町松の本5丁目10番18号                       | 293-3945         |
| 澤田 一弘 | 〃 青葉台西5丁目17番2号                           | 555-1894         | 堀江 祐治 | 北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号                      | 741-2765         |
| 柴田 拓保 | 〃 本町1丁目9番8号<br>プレステージ本町301号              | 090<br>2732-6266 | 松田 剛和 | 遠賀郡遠賀町旧俣1丁目4番7号                         | 291-5601         |
| 白石 哲則 | 遠賀郡遠賀町大字上別府594番地                         | 293-9278         | 武藤 淳  | 中間市東中間2丁目19番28号                         | 245-1600         |
| 鈴木 良樹 | 中間市鍋山町1-1<br>通谷グリーンハイッ2F                 | 980-1135         | 山口 徹也 | 北九州市若松区ひびきの1番8号<br>北九州学術研究都市事業化支援センター3階 | 616-8218         |
| 須山 博文 | 〃 通谷3丁目30番16号                            | 555-8533         | 山根 慎一 | 〃 高須南5丁目1番13号                           | 741-3205         |
| 副田 義男 | 北九州市若松区二島6丁目4番55号<br>第5竹ビル3階             | 701-3567         | 横山 了子 | 中間市通谷1丁目19番33号                          | 090<br>7983-9766 |
| 高司 靖  | 中間市岩瀬西町4番39号                             | 245-5491         | 吉田 秀樹 | 〃 鍋山町16番1号                              | 245-5857         |
| 田口 和博 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目<br>5番1号                 | 741-5775         |       |                                         |                  |

### 税理士法人

| 名称         | 事務所所在地           | 電話       |
|------------|------------------|----------|
| 税理士法人 竹内会計 | 北九州市若松区白山1丁目9番4号 | 761-4125 |

## 県税だより

### 「ゴルフ場利用税」についてのご案内

- 1 ゴルフ場利用税とは  
ゴルフ場でプレーすること(ゴルフ場を利用する行為)に対して、プレーの日ごとに、ゴルフ場利用税が課税されます。
- 2 納める人  
ゴルフ場でプレーした人です。
- 3 納める額  
ゴルフ場ごとに、プレー料金に応じた、日ごとのゴルフ場利用税(五百円から千二百円の間)を定めていますので、ゴルフ場のプレー料金とともに、ゴルフ場利用税を納めてください。
- 4 課税されない人
  - ①18歳未満の者
  - ②70歳以上の者
  - ③障がい者
  - ④国民体育大会のゴルフ競技への参加者(競技として利用する場合に限る。)
  - ⑤学校教育法第一条に規定する学校の学生、生徒及び引率する教員(保健体育科目の実技又は公認の課外活動として利用する場合に限る。)

※受付時に、要件に該当することを証する書類の提示や非課税確認申請等の手続きが必要です。

### 5 問い合わせ先

福岡県北九州西県税事務所 課税第二課 間税係

☎093・662・9314

- Q 数ホールをプレーしたところで体調が悪くなり、プレーを取りやめた場合でも、ゴルフ場利用税はかかりますか？
- A ゴルフ場を利用した行為に対して課税されますので、プレーしたホール数にかかわらず、例えば「ホールのみ利用であったとしても、日ごとの「ゴルフ場利用税」がかかります。」
- Q このことから、27ホールプレーしたとしても、日ごとの「ゴルフ場利用税」となりますか？

## 市町村税だより

### 《年度途中で土地の売買をした場合は》

- Q 私は平成29年12月22日に、自分の土地売買契約を締結し、翌年の1月10日に買主への所有権移転登記を済ませました。平成30年度の固定資産税は、誰に課税されるのでしょうか？
- A 平成30年度の固定資産税は、あなたに課税されます。地方税の規定により、土地・家屋はその年の1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して、当該年度の固定資産税を課税することになっています。

### 《住宅を新築した場合は》

- Q 私は平成26年9月に、住宅を新築しましたが、平成30年度分から固定資産税が急に高くなりました。なぜでしょうか？
- A 新築の住宅「アパート・マンション」が一定の条件に当てはまる場合、新築後の3年間(地上3階建以上の準耐火構造住宅及び耐火構造住宅は5年間。ただし、長期優良住宅に該当する場合は、各2年延長されます。)は、二戸当たり120㎡までの固定資産税(家屋分)が1/2に減額されます。
- ・あなたの場合は、平成27・28・29年度の税額が1/2に減額されていましたが、30年度は減額適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻ったためです。

### お問合せ先

北九州市財政局税務部 固定資産税課

☎093・582・3210

人生の機微植物に託す花言葉

れ最も愛されている花で種類も多く、見て回るのも結構楽しいので毎回行くし、同じ時期若松のグリーンパークで開かれているバラフェアにも出かけている。

トップ、精神の美の桜など人生の機微に触れる言葉が花に託されている。忙しい日々、そんな花に目を止めて少し思う時がある。

(召閑)

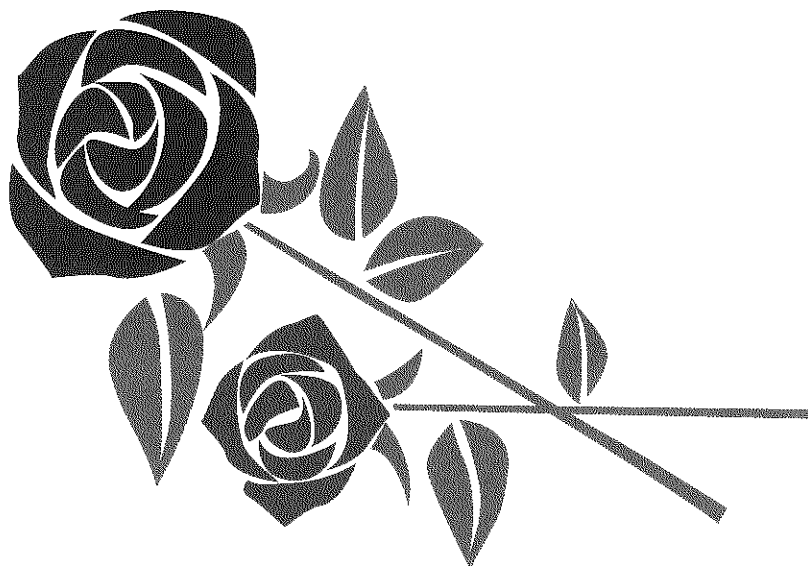
柄にもないと言われそうだが、十月の半ばバラを鑑賞してきた。秋のシーズンなのでバラの展示会は各地で行われているが、平地に咲くバラではなく、屋上にしつらえたローズガーデンのバラ展というのが少し変わったっている。小倉井筒屋が会場で七年ほど前に出来て毎年春秋にバラの展示会が開かれている。

確かに柄にもないが運営する洞海バラの会の創立者が小学校の恩師夫妻だからだ。それまでことさら興味はなかったのだが、世界中で栽培さ

ところで井筒屋のローズガーデンは全国的にもめずらしい。デパートの屋上はおおむね子供遊園地と相場が決まっていたが時代の流れもあって大人のスペースに変わってきた。ローズガーデンになったのは花の王様を主役にした屋上緑化も兼ねた庭園造りによるものらしい。

さてこのバラ、花言葉は愛・美。

海からビーナスが誕生した時、大地が自分も同じものを作れるとバラを創造したという。植物に象徴的な意味を持たせる花言葉。母への愛のカーネーション、思いやりのチューリ



# 中尾寿子 税理士事務所

税理士 中尾 寿子  
遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号  
TEL 282-2825  
FAX 283-1817

# 中村悦郎 税理士事務所

税理士 中村 悦郎  
北九州市若松区白山1丁目7番3号  
TEL 771-4355  
FAX 761-6603

# 仁部義宏 税理士事務所

税理士 仁部 義宏  
中間市岩瀬1丁目8番1号  
TEL 246-1703  
FAX 246-1704

# 高司 靖 税理士事務所

税理士 高司 靖  
中間市岩瀬西町4番39号  
TEL 245-5491  
FAX 245-5492

# 松田剛和 税理士事務所

税理士 松田 剛和  
遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号  
TEL 291-5601  
FAX 291-5602

# 大庭祥功 税理士事務所

税理士 大庭 祥功  
北九州市若松区本町3丁目2番23号  
TEL 751-3021  
FAX 751-5279